

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 26 日

横浜市 長 林 文 子

横浜市条例第86号

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例

横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「3日」の次に「（横浜市金沢公会堂の多目的室を展示を目的として利用する場合にあっては、7日）」を加える。

第5条第2項中「第4条第1項各号に掲げる業務」の次に「又は別表第2の2の左欄に掲げる公会堂の前項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる公会堂の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地区センター（横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）第1条第1項に規定する地区センターをいう。以下同じ。）の同条例第5条第1項各号に掲げる業務」を加え、同条第6項中「第4条第4項」の次に「又は横浜市地区センター条例第5条第4項」を、「スポーツセンター」の次に「又は地区センター」を加え、同条第7項中「市長は」の次に「、別表第2の2の左欄に掲げる公会堂以外の公会堂について」を加え、同条に次の1項を加える。

8 市長は、別表第2の2の左欄に掲げる公会堂について、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市地区センター条例別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（同条例第13条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

別表第1中

「横浜市港北公会堂」を
 「横浜市港北公会堂
 横浜市緑公会堂」
 に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2（第5条第2項、第7項及び第8項）

公 会 堂	地 区 セ ン タ ー
横浜市西公会堂	横浜市西地区センター
横浜市戸塚公会堂	横浜市戸塚地区センター

別表第3横浜市港北公会堂指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

横浜市緑公会堂指定 管理者選定委員会	横浜市緑公会堂の指定管理者の候補者の 選定等についての調査審議に関する事務
-----------------------	--

別表第4横浜市西公会堂の項を削り、同表横浜市開港記念会館の

項 中

「

会 議 室	6,000
-------	-------

」

を

「

会 議 室	円 6,000
-------	------------

」

に改め、同表横浜市緑公会堂の項及び横浜市戸塚公会堂の項を削る。

別表第5横浜市神奈川公会堂の項の次に次のように加える。

横 浜 市 西 公 会 堂	会 議 室	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	1 日 に つ き	8,300	9,960
		入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	同	16,600	19,920
	講 堂	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	同	29,000	34,800
		入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備	一 式 又 は 1 台、1 日 に つ き			6,000

別表第5横浜市南公会堂の項中

「

会 議 室	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	1 日 に つ き	1,800	2,160
	入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	同	3,600	4,320

」

を

「

会 議 室	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	1 日 に つ き	2,300	2,760
	入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	同	4,600	5,520
リハーサル室	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	同	4,800	5,760

	入 場 料 等 を 徴 収 する 場 合	同	9,600	11,520
--	-------------------------	---	-------	--------

に 改 め、同 表 横 浜 市 金 沢 公 会 堂 の 項 中

会 議 室	入 場 料 等 を 徴 収 し ない 場 合	1 日 に つ き	2,000	2,400
	入 場 料 等 を 徴 収 する 場 合	同	4,000	4,800

を

会 議 室	入 場 料 等 を 徴 収 し ない 場 合	1 日 に つ き	2,000	2,400	
	入 場 料 等 を 徴 収 する 場 合	同	4,000	4,800	
リ ハ ー サ ル 室	入 場 料 等 を 徴 収 し ない 場 合	同	2,600	3,120	
	入 場 料 等 を 徴 収 する 場 合	同	5,200	6,240	
多 目 的 室	展 示 を 目 的 と し て 利 用 する 場 合	入 場 料 等 を 徴 収 し ない 場 合	同	2,900	3,480
		入 場 料 等 を 徴 収 する 場 合	同	5,800	6,960
	そ の 他 の 場 合	入 場 料 等 を 徴 収 し ない 場 合	同	11,800	14,160
		入 場 料 等 を 徴 収 する 場 合	同	23,600	28,320

に 改 め、同 表 横 浜 市 港 北 公 会 堂 の 項 の 次 に 次 の よう に 加 え る。

横 浜 市 緑 公 会 堂	会 議 室	入 場 料 等 を 徴 収 し ない 場 合	1 日 に つ き	2,100	2,520
		入 場 料 等 を 徴 収 する 場 合	同	4,200	5,040
	講 堂	入 場 料 等 を 徴 収 し ない 場 合	同	29,000	34,800
		入 場 料 等 を 徴 収 する 場 合	同	58,000	69,600
			一 式 又 は 1		

附 属 設 備	台、1日につき	6,000
---------	---------	-------

別表第5 横浜市都筑公会堂の項の次に次のように加える。

横浜市戸塚公会堂	会 議 室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	5,500	6,600
		入場料等を徴収する場合	同	11,000	13,200
	講 堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備	一式又は1台、1日につき			6,000

附 則

(施 行 期 日)

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第5条第2項、第6項及び第7項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、別表第2の次に1表を加える改正規定、別表第4の改正規定（横浜市緑公会堂の項を削る改正規定を除く。）並びに別表第5横浜市神奈川公会堂の項の次に次のように加える改正規定及び同表横浜市都筑公会堂の項の次に次のように加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(準 備 行 為)

- この条例による改正後の横浜市公会堂条例の規定に基づく横浜市緑公会堂に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 附則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の横浜市公会堂条例の規定に基づく横浜市西公会堂及び横浜市戸塚公会堂に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、当該改正規定の施行前においても行うことができる。

(経 過 措 置)

- この条例による改正後の横浜市公会堂条例別表第5横浜市南公会堂の項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。